

# 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

### 1 労働基準部

1. 2月は「化学物質管理強調月間」です  
担当：健康安全課 三瓶（電話：024-536-4603）

資料No.1

**2月1日～2月28日までの1ヶ月間、令和6年度「化学物質管理強調月間」を実施します。**

職場で取り扱われる危険性・有害性を有する化学物質は、約3,200程度あることが分かっており、厚生労働省では化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、昨年4月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとし、今年度が初めての取組です。

※ 詳しくは、別添の発表資料（令和7年1月24日発表）を参照願います。

## 2 職業安定部

## 1. 令和6年度第2回福島県地域職業能力開発促進協議会を開催します。

担当：訓練課 渡部 電話：024-536-7733

福島県内の関係機関が参画し、公的職業訓練を実施するにあたり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行うために開催します。

今回は、第1回福島県地域職業能力開発促進協議会（令和6年11月8日開催）において承認された、職業訓練実施計画策定方針に基づき策定する「令和7年度福島県地域職業訓練実施計画」の協議等を行うこととしています。

- ◇開催日時 令和7年2月25日（火） 13:30～15:30
- ◇開催場所 福島第二地方合同庁舎 1階会議室（福島市花園町5-46）
- ◇構成員 学識経験者、事業主団体、労働者団体、職業訓練・教育訓練実施団体、民間職業紹介事業者、福島県、福島労働局

★再度のお知らせとなります。

県内初！ 「見て、知って、体験して、相談できる」ハロトレ周知・広報イベント  
「ハロートレーニングフェスinふくしま」を開催します。

～ハロトレと一緒に職業訓練を体験しよう～  
**ハロートレーニングフェスinふくしま**

参加 無料 予約 不要  
どなたでも参加できます！

実際の訓練が体験できる！

ポリテクセンター見学ツアー  
ハロトレ体験コーナー  
ハロトレ相談コーナー

日時 2025年(令和7年) 2月8日(土) 10:30～15:30 (14:30受付終了)

場所 ポリテクセンター福島 イベントホール グリーンホール 福島県福島市三河北町7-14 JR福島駅西口から北へ徒歩8分 無料駐車場完備(100台)

詳細はこちら  
ハロトレフェス 福島

共催 | 厚生労働省福島労働局 福島県 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支所

イベントメニュー

ポリテクセンター 訓練施設ってどんなところだろう??  
**見学ツアー**  
ポリテクセンターの訓練で使う機械や設備を  
実際に見ることができよ

ハロトレ 訓練の内容が体験できるチャンス!!  
**体験コーナー**  
パソコン操作 RPAやAI体験 Webデザイン  
簿記 医療事務 介護体験 ...など  
職業訓練を体験しよう

ハロトレ相談コーナー  
訓練を要請したい! 訓練終了生を採用したい!  
※要約版 | 福島県労働局・人材開発推進センター  
※各都道府県労働局

どなたでも参加できます!

小学生向け体験コーナー  
【かんたん体験】&【親子コースターづくり】  
※要約版あり | 11:00～12:30 @13:30～15:00

お子連れでもOK  
キッズコーナー  
パンなどの販売をやっているよ! 体験スペースでごゆっくり  
\*スナックボールすくい \*缶バッチづくり \*おみえ など

イベントの詳細は二次元コードから

【問合せ】 福島労働局訓練課 024-536-7733 ankunen-rib@mlw.go.jp

福島労働局HPへのリンクはこちらから



### 3 雇用環境・均等室

#### 1. 『福島県魅力ある職場づくり推進協議会』（地方版政労使会議）の開催について 担当：雇用環境・均等室 田村・安保 電話：024-536-2777

福島県内で働く労働者の労働環境や処遇の改善等、「魅力ある職場づくり」の実現のため、国・地方公共団体・地域の労使団体等が、本協議会において定めた働き方改革に関する確認事項の進捗状況の共有及び今後の取組について意見交換を行います。

また、昨今のエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足の深刻化により、企業の事業活動が大きな影響を受けている中、県内企業の持続的な賃金引上げの機運の醸成を図るため下記のとおり協議会を開催いたします。

1 日時：令和7年2月4日（火） 13時30分～15時

2 会場：福島第二地方合同庁舎1階共用会議室  
住所：福島市花園町5-46

#### 3 議事等

- (1) 「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」における「3つの目標」の進捗状況及び取組等について
- (2) 各行政機関の取組等について  
(労働局・福島県・東北経済産業局・公正取引委員会)
- (3) 各構成員における働き方改革等の取組状況について
- (4) 「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項（案）」について

## 3 雇用環境・均等室

## 1. 「くるみん認定」認定通知書交付式を開催

担当：雇用環境・均等室 伊藤 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定し、認定通知書交付式を開催いたします。

○くるみん認定企業

- ・南双サービス 株式会社（双葉郡広野町）【令和7年1月21日認定】

○くるみんプラス認定企業

- ・株式会社 キスキ（福島市）【令和7年1月22日認定】

○認定通知書交付式

日時 令和7年2月20日（木） 午後2時00分から

会場 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 1階会議室



1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（12月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		2300	11	2587	21	-287	-11.1
製造業		408	1	415	5	-7	-1.7
鉱業		4	0	5	0	-1	-20
建設業		293	6	340	7	-47	-13.8
運輸交通業		259	1	205	4	54	26.3
貨物取扱業		19	0	12	0	7	58.3
農林業		56	1	56	1	0	0
畜産・水産業		19	0	17	0	2	11.8
上記以外の事業小計		1242	2	1537	4	-295	-19.2
商業		300	1	307	1	-7	-2.3
金融広告業		14	0	10	0	4	40
保健衛生業		611	0	825	0	-214	-25.9
接客娯楽業		113	0	136	0	-23	-16.9
清掃・と畜業		106	1	100	0	6	6
上記以外の事業		98	0	159	3	-61	-38.4

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況


担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（12月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1914	11	1936	21	-22	-1.1
製造業		407	1	415	5	-8	-1.9
鉱業		4	0	5	0	-1	-20
建設業		293	6	318	7	-25	-7.9
運輸交通業		256	1	205	4	51	24.9
貨物取扱業		19	0	12	0	7	58.3
農林業		56	1	56	1	0	0
畜産・水産業		19	0	17	0	2	11.8
上記以外の事業小計		860	2	908	4	-48	-5.3
商業		300	1	304	1	-4	-1.3
金融広告業		14	0	10	0	4	40
保健衛生業		233	0	218	0	15	6.9
接客娯楽業		113	0	136	0	-23	-16.9
清掃・と畜業		106	1	88	0	18	20.5
上記以外の事業		94	0	152	3	-58	-38.2

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

<p>福島労働局発表 令和7年1月24日 ひと、くらし、みらいのために</p>  <p><b>厚生労働省</b> Ministry of Health, Labour and Welfare</p>	<p>担 当</p> <p>福島労働局労働基準部健康安全課 課 長 田中 暁雄 労働衛生専門官 三瓶 詔宏 電話024-536-4603（直通）</p>
--	--

## 2月は「化学物質管理強調月間」です ～新たに化学物質管理強化月間が創設されました～

福島労働局（局長 井口 真嘉）は、2月1日から同月28日までの1か月間、令和6年度「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場で取り扱われる危険性・有害性を有する化学物質は、約3,200程度あることが分かっており、厚生労働省では化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、昨年4月から施行しています。

「化学物質管理強化月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

福島労働局では、令和7年1月21日に県内の労働災害防止団体等（145団体）に対し要請を行い、別添の「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、化学物質管理強調月間に次の事項などについて実施するよう求めています。

### ○本月間に事業者が実施する事項

- ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ・ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ・化学物質管理者の選任状況の確認
- ・日常の化学物質管理の総点検
- ・事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ・スローガン等の掲示
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

### 令和6年度化学物質管理強調月間

期 間 令和7年2月1日（土）から同月28日（金）まで

スローガン「 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 」



福島労発基 0121 第 2 号  
令和 7 年 1 月 21 日

関係団体の長 殿

福島労働局長  
(公印省略)

令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主張しております。

別添の「令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 」

をスローガンとし、様々な取組を行うことといたしました。

つきましては、この協調月間の趣旨を御理解いただき、本月間の期間に、各事業場において実施要綱の 4 (2) に掲げる事項が実施されるよう、会員等に対する本月間の周知等に御協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

担当：健康安全課  
地方労働衛生専門官 三瓶  
024-536-4603



## 令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

### 1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上（がん等の遅発性疾病を除く。）の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

## 2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

## 3. 実施体制

### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

### (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

### (5) 実施者

各事業者

## 4. 実施事項

### (1) 主唱者・協力連携者・協賛者

#### (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

#### (イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

#### (ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

#### (エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

#### (オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

#### (カ) 雑誌等を通じた広報

#### (キ) 事業者の実施事項についての指導援助

#### (ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

#### (ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

### (2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

# 第1回 化学物質管理強調月間

2025（令和7）年2月1日～28日

化学物質管理強調月間スローガン

正しく理解 正しく管理

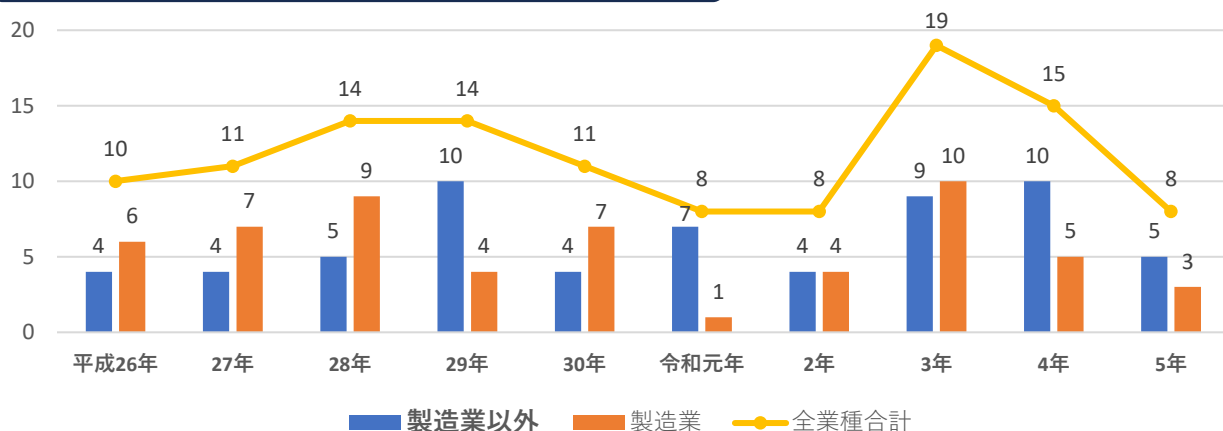
化学物質と向き合おう



職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、人間や環境に対する危険性・有害性を有する化学物質は約3,200程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、本年4月から施行しています。また、環境省では、国際的な潮流も踏まえつつ、持続可能な社会の実現に向け、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っているところです。

この度、新たな化学物質管理にかかる国際的な動きや化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、環境省の協力のもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理強調月間を創設します。本月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に「化学物質管理強調月間」を実施いたします。

## 福島県内における有害物質等との接触災害の発生状況



## 令和5年 有害物質等との接触災害の発生状況

番号	業種	発生状況
1	農業	倉庫内で石油ストーブをつけて農機具のメンテナンスを行っていたところ、一酸化炭素中毒を発症した
2	医療保健業	研修で、医療用レーザー光線をクリアファイルにはさんだ練習用紙に照射したところ、跳ね返ったレーザーが目に入り眼障害を発症した
3	電気機械器具製造業	工場内で塗装作業を行っていた工事業者が使用していた塗料の蒸気を吸い込み有機溶剤中毒を発症した
4	建築設備工事業	集塵機内部で保温材の撤去作業中、保温材が荷崩れし、その際に発散した粉じんを吸い込み化学肺炎を発症した
5	クリーニング業	業務用洗濯機の洗剤である次亜塩素酸ナトリウムを希釈しないまま計量カップに入れたところ、あふれ出し、手に皮膚障害を発症した
6	メッキ業	メッキ層の配管を硫酸で洗浄したところ、逆流した硫酸の飛沫が顔にかかり、皮膚・眼障害等を発症した
7	商業	アルカリ洗剤を噴霧し調理器具を洗浄していたところ、噴霧した洗剤が跳ねかえり、手に接触し皮膚障害を発症した
8	保育園	次亜塩素酸ナトリウムの原液で浸してあった雑巾を洗濯機に投入する作業を行っていたところ、呼吸器障害、頭痛、嘔吐を発症した



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島労働局・各労働基準監督署

# 化学物質管理強調月間にすべきこと

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

## 【中央労働災害防止協会ホームページ】

「第1回化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



## 【厚生労働省ホームページ】

新たな化学物質規制など職場における化学物質対策についての情報を掲載しています

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei03.html)



## 【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制の情報についてわかりやすく掲載しています

<https://www.cheminfo.johas.go.jp/>



## 【環境省】

「化学物質アドバイザー制度（無料）」の利用に係る情報が掲載されています

[www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html](http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html)



## 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちら</a>のリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p><a href="#">労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</a></p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a></p> <p>Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の<input type="checkbox"/>に✓をつけてください。</p> <p><a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a></p>	

R6. 4. 1 時点



R7, R8 追加分



Q&amp;A



マニュアル



④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	□
<p><b>解説</b> 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a></p> <p>Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a></p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	□
<p><b>解説</b> 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q15-1 <a href="#">入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</a></p> <p>Q15-2 <a href="#">ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p>	
⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。	□
<p><b>解説</b> 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&amp;A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&amp;A</a></p>	
⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	□
<p><b>解説</b> 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q13-1 <a href="#">SDS はいつ交付しなければならないのか。</a></p> <p>Q13-2 <a href="#">ホームページで SDS を提供しても良いか。</a></p>	